

平成27年(行ウ)第15号 年金額減額処分取消請求事件

原 告 八木靖彦 ほか141名

被 告 国

## 第1準備書面

平成27年8月31日

札幌地方裁判所民事第5部合議係 御中

被告国指定代理人	川 村 明 伸	
	畠 田 博	
	角 花 真 信	
	岡 野 和 薫	
	日向寺 裕芽子	
	石 毛 雅 之	
	内 海 淳 二	
	中 利 也	
	伊 藤 憲 昭	
	渡 邊 憲一郎	
	八 卷 純 一	

篠 田 豊 亮 徹 谷 口 智 也 佐 藤 謙 一  
最 上 亮 徹 谷 口 智 也 佐 藤 謙 一  
林 徹 谷 口 智 也 佐 藤 謙 一  
谷 口 智 也 佐 藤 謙 一  
佐 久 間 裕 樹 小 杉 光 惠 番 中 正 視  
佐 久 間 裕 樹 小 杉 光 惠 番 中 正 視  
小 杉 光 惠 番 中 正 視 松 永 潔 文  
小 杉 光 惠 番 中 正 視 松 永 潔 文  
番 中 正 視 松 永 潔 文 服 部 順 一  
番 中 正 視 松 永 潔 文 服 部 順 一  
松 永 潔 文 服 部 順 一 宮 曾 根 史 生  
松 永 潔 文 服 部 順 一 宮 曾 根 史 生

## 目 次

第1 訴状第3 「請求の原因」に対する認否	6
1 「1 本件年金額改定（減額）決定と同決定に至る経緯」について	6
(1) 「(1) 物価スライド制と物価スライド特例法（2000年度（平成12年度）～2002年度（平成14年度））」（4ページ）について	6
(2) 「(2) 2004年（平成16年）の法改正と特例水準の解消方法」（4, 5ページ）について	6
(3) 「(3) 『特例水準の解消』の名の下に年金額を減額」（5, 6ページ）について	7
2 「2 本件年金額改定（減額）決定の取消理由」について	7
(1) 「(1) 『特例水準の解消』を口実とする減額は憲法25条に違反する。（取消理由その1）」について	7
ア 「ア 健康で文化的な最低限度の生活を保障できない公的年金の現状」（6ページ）について	7
イ 「イ 健康で文化的な最低限度以下の生活を強いる本件年金額改定（減額）決定」（6, 7ページ）について	9
ウ 「ウ」（7ページ）について	9
(2) 「(2) 『特例水準の解消』を口実とする減額は憲法13条, 29条に違反する。（取消理由その2）」について	9
ア 「ア 物価が下落する下で『特例水準の解消』のための減額は許されないという期待権」（7, 8ページ）について	9
イ 「イ 原告らの期待権は憲法上の保護に値する。」について	10
ウ 「ウ 特例水準の解消のために年金額を減額する合理的な理由はない。」について	10
エ 「エ 小括」（10, 11ページ）について	11
(3) 「(3) 平成25年政令の制定および本件年金額改定（減額）決定は裁量	

権を逸脱している。(取消理由その3)」について	11
ア 「ア 2013, 2014年(平成25, 26年)当時の年金受給者の生活実態」(11ページ)について	11
イ 「イ 内閣と厚生労働大臣の裁量権の逸脱」(11ページ)について	
	12
3 「3 審査前置」(11, 12ページ)について	12
4 「4 結語」(12ページ)について	12
第2 年金制度の概要及び本件処分の適法性	12
1 国民年金制度の概要	12
2 厚生年金保険制度の概要	13
3 老齢年金及び老齢基礎年金制度の沿革	13
(1) 厚年法による老齢年金制度の概要	13
(2) 国年法による老齢年金制度の概要	14
(3) 昭和60年改正法による老齢基礎年金制度の創設	14
4 老齢年金及び老齢基礎年金制度における年金額改定の経緯	15
(1) 昭和48年の法改正前まで	15
ア 国年法の老齢年金について	15
イ 厚年法の老齢年金について	16
(2) 昭和48年の法改正について	16
ア 物価スライド制の導入	16
イ 賃金再評価の導入	17
ウ 昭和48年改正法以降の年金額の改定	17
(3) 昭和60年改正法について	17
(4) 平成元年の法改正について	18
(5) 平成12年の法改正について	18
5 特例水準の発生及びその解消に向けた方策	19
(1) 特例水準の発生	19

ア 平成12年度から平成14年度の年金額の改定について	19
イ 平成15年度及び平成16年度の特例法	20
(2) 平成16年改正法によるマクロ経済スライドの導入	21
(3) 特例水準の解消に向けた方策	22
ア 平成16年改正法	22
イ 平成24年改正法の制定	24
6 本件処分の適法性	28
第3 原告らの主張に対する反論	28
1 平成24年改正法及び平成25年政令並びに本件処分は憲法25条に反しないことについて	28
(1) 原告らの主張	28
(2) 原告らの主張に対する反論	29
2 平成24年改正法及び本件処分は憲法13条に違反しないこと	32
(1) 原告らの主張	32
(2) 原告らの主張に対する反論	32
3 平成24年改正法及び本件処分は憲法29条に反しないことについて	32
(1) 原告らの主張	33
(2) 原告らの主張に対する反論	33
4 平成25年政令の制定及び本件処分には裁量権の逸脱がないこと	35
第4 結語	36

## 第1 訴状第3「請求の原因」に対する認否

### 1 「1 本件年金額改定（減額）決定と同決定に至る経緯」について

#### (1) 「(1) 物価スライド制と物価スライド特例法（2000年度（平成12年度）～2002年度（平成14年度））」（4ページ）について

##### ア 第1段落について

国民年金法及び厚生年金保険法が、昭和48年の法改正により、いわゆる物価スライド制（後記第2の4(2)ア〔16, 17ページ〕参照）を導入したことは認め、その余は不正確であるから否認する。正確には、後記第2の4(2)（16, 17ページ）に記載のとおりである。

##### イ 第2段落について

平成11年から平成13年までの間の年平均の全国消費者物価指数が下落したこと及び平成12年度から平成14年度までについて、特例措置が採られ、年金額の減額改定が行われなかったことは認め、その余は不正確であるから否認する。正確には、後記第2の4(5)及び同5(1)ア（18ないし20ページ）に記載のとおりである。

#### (2) 「(2) 2004年（平成16年）の法改正と特例水準の解消方法」（4, 5ページ）について

##### ア 第1段落について

平成16年に「国民年金法等の一部を改正する法律」（平成16年法律第104号。以下「平成16年改正法」という。）が制定され、いわゆるマクロ経済スライド（後記第2の5(2)〔21, 22ページ〕参照）が採用されたことは認め、その余は不正確であるから否認する。正確には、後記第2の5(2)（21, 22ページ）に記載のとおりである。

##### イ 第2段落について

平成16年改正法施行時において、年金額を減額して、いわゆる特例水準（後記第2の5(1)ア〔19, 20ページ〕参照）を解消することは想定されていなかったという限度で認め、その余は否認ないし争う。同法は、

その後、経済社会情勢や年金財政が変動した場合にまで、特例水準の解消を目的とした年金額の減額をしないことを定めたものではない。

(3) 「(3) 『特例水準の解消』の名の下に年金額を減額」(5, 6ページ)  
について

ア 「ア」及び「イ」について

おおむね認める。なお、正確には、後記第2の5(3)イ及びウ(24ないし28ページ)に記載のとおりである。

イ 「ウ」について

厚生労働大臣が、国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律(平成24年法律第99号。以下「平成24年改正法」という。)による読み替え後の国民年金法及び厚生年金保険法の規定(後記第2の5(3)イ及びウ[24ないし28ページ]参照)並びに「平成16年度、平成17年度、平成19年度及び平成20年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令」(平成25年政令第262号、以下「平成25年政令」という。)に基づいて、国民年金及び厚生年金保険の各受給権者(ここでは、既に裁定されている受給権者をいう。)に対し、各年金額を改定し、その旨通知したことは認める。

なお、原告番号88番八柳千枝及び同96番佐藤仁に対し、年金額の改定をしたか否か、各年金額はいくらか等については、事実を確認中であり、認否は留保する。

2 「2 本件年金額改定(減額)決定の取消理由」について

(1) 「(1) 『特例水準の解消』を口実とする減額は憲法25条に違反する。

(取消理由その1)について

ア 「ア 健康で文化的な最低限度の生活を保障できない公的年金の現状」

(6ページ)について

(ア) 第1段落について

認める。

(イ) 第2段落について

第1文は、「最低保障年金制度」の具体的な内容が明らかでないが、憲法25条2項がいわゆる福祉国家の理念に基づき社会保障の向上及び増進に努めるべきことを国の責務として規定していることは認め、その余は否認ないし争う。

第2文は、争う。そもそも年金制度は、それのみで「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するものではないから年金支給額が「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する水準に達しているかどうかを問題とすること自体、前提を誤っており、失当である。

(ウ) 第3段落について

第1文は、昭和60年法律第34号による国民年金法の改正により基礎年金制度が創設（施行は、昭和61年4月）されたことは認め、その余は否認する。当時、基礎年金の水準設定については、衆議院社会労働委員会での法案審議の際に、政府委員が「基礎年金の基本的な考え方は、やはり老後の生活の基礎的部分を保障するものでなければならない、そういうものでありたいという考え方方に立っております、具体的には現実の老齢者の方々の生活実態、生活費、そういったものを総合的に勘案して、改革案で言う一人5万円という金額を考えた」などと答弁している（昭和59年8月1日衆議院社会労働委員会。吉原政府委員（当時の厚生省年金局長）の答弁。乙第1号証34ページ）。

第2文は、おおむね認める。ただし、平成25年9月における基礎年金額は、月額6万5541円（年額78万6500円）である。

同第3文は不知。なお、公的年金制度における年金額が、被保険者期間、保険料納付済期間、保険料免除期間の月数及び報酬に応じて計算されることから、公的年金制度へ加入了した被保険者期間や保険料納付済期

間が短期間等の理由により、拠出した保険料が少なければ当然年金額が低くなるのであって、その結果として、老齢基礎年金及び老齢厚生年金の受給額を合算した額が生活保護法の規定により計算される生活扶助基準額に満たない者も存在し得るにすぎない。

イ 「イ 健康で文化的な最低限度以下の生活を強いる本件年金額改定（減額）決定」（6, 7ページ）について

(7) 第1段落について

平成15年度、16年度、18年度、23年度及び24年度に年金額の減額改定が行われたことは認め、その余は否認ないし争う。

(4) 第2段落について

否認ないし争う。

ウ 「ウ」（7ページ）について

争う。

(2) 「(2) 『特例水準の解消』を口実とする減額は憲法13条、29条に違反する。(取消理由その2)」について

ア 「ア 物価が下落する下で『特例水準の解消』のための減額は許されないという期待権」（7, 8ページ）について

(7) 第1段落について

否認する。特例措置（ただし、平成13年度及び平成14年度のものに限る。）を講じた際にも、特例水準により財政に与える影響を考慮して、所要の措置を講ずるものとされていた。この点については、後記第2の5(1)ア（19, 20ページ）で詳述する。

(4) 第2段落について

否認する。前記1(2)イ（6, 7ページ）に記載のとおりである。

(ウ) 第3段落について

平成16年度、18年度、23年度及び24年度に物価の変動による年金額の減額改定が行われることは認め、その余は不知。

(I) 第4段落について

原告らの認識については不知、その余は否認ないし争う。

(オ) 第5段落について

不知。

イ 「イ 原告らの期待権は憲法上の保護に値する。」について

(ア) 「ア」(8ページ)について

第1文は、留保する。

第2文は、不知。

第3文は、争う。

(イ) 「イ」(8ページ)について

a 第1段落について

原告らが挙げる最高裁判決（最高裁昭和53年7月12日大法廷判決）が存在することは認める。ただし、同最高裁判決の判示内容は、正確には後記第3の3(2)イ（33ないし35ページ）のとおりである。

b 第2段落について

否認ないし争う。この点については、後記第3の3（32ないし35ページ）で詳述する。

ウ 「ウ 特例水準の解消のために年金額を減額する合理的な理由はない。」について

(ア) 「ア）特例水準は政策判断に基づく特例措置の結果であり解消しなければならない必然性はない。」(8, 9ページ)について

否認ないし争う。特例水準を解消するという目的の合理性については、後記第2の5(3)ア（22ないし24ページ）で詳述する。

(イ) 「イ）しかも、特例水準の解消には景気の回復＝物価上昇が大前提とされていた。」(9ページ)について

a 第1段落について

否認する。前記1(2)イ(6, 7ページ)に記載のとおりである。

b 第2段落について

否認ないし争う。この点については、後記第2の5(1)ア(19, 20ページ)で詳述する。

(ウ) 「ウ) 生活実態を無視した減額」(9ページ)について

否認ないし争う。

(エ) 「エ) 本件減額決定は当時の経済状況にも反する不合理な政策」(9, 10ページ)について

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)が平成24年8月10日に成立し、同法及び関連政省令の規定するところにより、平成26年4月1日から消費税(地方消費税を含む。)の税率が5%から8%に引き上げられこととなったこと、平成25年政令が平成25年9月6日に制定されたことは認め、その余は否認ないし争う。

なお、社会保障・税一体改革において、医療保険及び介護保険について、低所得者の保険料負担軽減を実施している。

(オ) 「オ) 『マクロ経済スライド』導入のための条件づくりという不当な目的」(10ページ)について

第1文は認め、その余は否認ないし争う。なお、マクロ経済スライドの制度趣旨等については、後記第2の5(2)(21, 22ページ)で、平成24年改正法の趣旨等については、後記第2の5(3)イ(24ないし27ページ)で詳述する。

エ 「エ 小括」(10, 11ページ)について

争う。

(3) 「(3) 平成25年政令の制定および本件年金額改定(減額)決定は裁量権を逸脱している。(取消理由その3)」について

ア 「ア 2013, 2014年(平成25, 26年)当時の年金受給者の

## 生活実態」(11ページ)について

不知。

### イ 「イ 内閣と厚生労働大臣の裁量権の逸脱」(11ページ)について

#### (ア) 第1段落について

「年金支給額の1%減額」とあるのを「特例水準の1%解消」と解した上で、おおむね認める。

#### (イ) 第2段落について

否認ないし争う。

#### (ウ) 第3段落について

争う。

### 3 「3 審査前置」(11, 12ページ)について

認める。なお、「採決」とあるのは「裁決」が正しい。

ただし、原告番号128番益山弘幸の適法な審査請求前置の有無については、現在、事実を確認中であるため、認否は留保する。

### 4 「4 結語」(12ページ)について

争う。

## 第2 年金制度の概要及び本件処分の適法性

### 1 国民年金制度の概要

国民年金制度は、日本国憲法25条2項に規定する理念に基き、老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とし（国民年金法（昭和34年法律第141号。以下「国年法」という。）1条），この目的を達成するため、国民の老齢、障害又は死亡に関して必要な給付を行うものである（国年法2条）。

同制度は、昭和34年4月、国民皆年金政策の下、既に存在した被用者保険や共済制度に加入しない一般国民も加入することのできる年金制度として、被

保険者の拠出した保険料を基として年金給付を行う保険方式を制度の基本として創設された（武田美和子「最高裁判所判例解説民事篇平成19年度（下）」633ページ）。

## 2 厚生年金保険制度の概要

厚生年金保険法は、労働者の老齢、障害又は死亡について保険給付を行い、労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とするものである（厚生年金保険法（昭和29年法律第115号。以下「厚年法」という。）1条）。

厚生年金保険制度は、戦時体制下において、労働者を保護して労働力の増強確保を図るとともに、強制貯蓄的機能を図ることを目的として、昭和17年6月1日、労働者年金保険法の施行により、創設された（昭和19年に厚生年金保険法に改称）。その後、戦局の苛烈な推移や、戦後の国内諸情勢の変化に応じた数多くの改正を経て、昭和29年5月19日、全部改正（廃止制定）された厚年法が施行された（乙第2号証：「厚生年金保険法解説」株式会社法研・平成14年3月改訂版〔1ないし22ページ〕）。

## 3 老齢年金及び老齢基礎年金制度の沿革

### （1）厚年法による老齢年金制度の概要

厚年法は、労働者が老齢となり労働することができなくなったときに、その生活の安定を図ることを目的とした年金給付として、老齢を要件とする年金制度を定めている（乙第2号証621ページ）。

昭和29年の厚年法の制定当時、老齢を要件とする年金については、「老齢年金」として規定されており、年金額は、定額部分と報酬比例部分とを合算した基本年金額に、配偶者や子がいる場合の加給年金額を加算した額とされた（制定時の厚年法43条。乙第3号証3ページ：官報〔昭和29年法律第115号〕）。

老齢年金における定額部分は、昭和29年の制定当初は、被保険者期間の長短にかかわらず、定額2万4000円であった（制定時の厚年法34条）。

乙第3号証2ページ) ものが、昭和40年法律第104号による法改正で定額単価に月数を乗じて計算されることとなった(同改正時の厚年法34条1項1号。乙第4号証7ページ:官報〔昭和40年法律第104号〕)。

また、老齢年金における報酬比例部分は、被保険者の報酬月額に基づき、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「昭和60年改正法」という。)による改正前の厚年法20条により定められた「標準報酬月額」を平均した「平均標準報酬月額」に一定の率を乗じた額(以下、平均標準報酬月額(平成15年4月の総報酬制導入以降の被保険者期間は「平均標準報酬額」)に乘じる率のことを「給付乗率」という。)に、更に被保険者期間の月数を乗じて算定されるものとされていた(同改正時の厚年法43条。乙第5号証15ページ:官報〔昭和60年改正法〕)。

## (2) 国年法による老齢年金制度の概要

これに対し、国民年金制度の創設当初は、いまだ基礎年金制度が採られておらず、被用者年金各法の被保険者等は、強制加入被保険者としないものとされていた(制定時の国年法7条2項。乙第6号証1ページ:官報〔昭和24年法律第141号〕)。

そして、老齢を要件とする年金については、「老齢年金」として規定されており、保険料納付済期間ごとに年金額が定められていた(同26条以下。乙第6号証3ページ)。

## (3) 昭和60年改正法による老齢基礎年金制度の創設

その後、昭和60年改正法による国年法の改正によって、これまで各年金制度ごとに分立し、制度間で給付と負担に差違があった年金制度を整理して、全国民共通の基礎年金制度が導入された(乙第5号証)。

具体的には、昭和60年改正法による改正前の国年法における「老齢年金」が「老齢基礎年金」と改められ、同法による改正前の厚年法における定額部分が老齢基礎年金に組み入れられ、また、被用者年金各法の被保険者等も国民年金の強制加入被保険者に加えられるなどした(昭和60年改正法による

改正後の国年法 7 条等)。これにより、国民年金制度は、被用者年金各法の被保険者等をも含む社会の構成員全員に関する基礎年金を支給する基礎年金制度として位置づけられた(前掲武田 633 ページ)。

これに対し、厚生年金保険制度は、国民年金に上乗せする形で、報酬に比例して支給されるものとして位置づけられた(なお、このような構造について、一般に、国民年金(基礎年金)を「1階部分」、厚生年金保険を「2階部分」などと表現されることが多い)。これにより、昭和 60 年改正法による改正前の厚年法における「老齢年金」のうち報酬比例部分は、「老齢厚生年金」と改められた(乙第 5 号証 13 ページ以下)。

#### 4 老齢年金及び老齢基礎年金制度における年金額改定の経緯

##### (1) 昭和 48 年の法改正前まで

###### ア 国年法の老齢年金について

老齢年金を初めとする年金制度は、稼得能力が低下又は喪失し、所得が減少又は喪失する場合の生活を支えるものであるが、社会経済情勢の変化に応じて年金の給付と負担の均衡を図るためにその見直しを図っていくことは、年金制度における本質的な課題である。そのため、社会経済情勢が変化する中で、年金制度そのものの持続可能性を将来にわたって確保するためには、給付と負担の在り方に関する定期的な検証が必要である。

このような観点から、国年法制定当時から、年金額については、「保険料の負担を伴うこの法律による年金の額は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に応ずるための調整が加えられるべきものとする。」とされた(制定時の国年法 4 条 1 項。乙第 6 号証 1 ページ)。同様に、保険料の額についても、「保険料の額は、年金給付に要する費用の予想額並びに予定運用収入及び国庫負担の額に照らし、将来にわたって、財政の均衡を保つことができるものでなければならず、かつ、少なくとも 5 年ごとに、この基準に従つて再計算され、その結果に基いて所要の調整が加えられるべきものとする。」とされた(同条 2

項。乙第6号証1ページ。以下、上記再計算を「財政再計算」という。)。その上で、同法施行以降、5年ごとに財政再計算が行われ、人口推計や将来の経済の見通し等の変化を踏まえて、給付内容や将来の保険料水準が見直されてきた。

#### イ 厚年法の老齢年金について

厚年法においても、年金制度の持続可能性を将来にわたって確保するため、その昭和29年の制定時から、「保険料率は、保険給付に要する費用の予想額並びに予定運用収入及び国庫負担の額に照らし、将来にわたって、財政の均衡を保つことができるものでなければならず、且つ、少くとも5年ごとに、この基準に従つて再計算されるべきものとする。」と規定されており(制定時の厚年法81条4項。乙第3号証4ページ)，財政再計算が行われるとともに、併せて年金額の改定も行われてきた。

その後、昭和40年法律第104号による改正により、厚年法2条の2が設けられ、「年金たる保険給付の額は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に応ずるため、すみやかに改定の措置が講ぜられなければならない。」と明示的に定められた(乙第4号証6ページ：官報〔昭和40年法律第104号〕)。

#### (2) 昭和48年の法改正について

##### ア 物価スライド制の導入

国年法及び厚年法(以下、併せて「国年法等」という。)は、その後、数度にわたり、法改正が行われ、年金額改定等も行われたが、昭和48年の法改正では、年金の実質的価値の維持を目的として、総理府(当時)において作成する前年度平均の全国消費者物価指数(以下「物価指数」という。)が、前々年度の物価指数と比較して5パーセント以上、上昇又は低下した場合、その変動の比率を基準に、年金額を改定する制度が設けられた(厚生年金保険法等の一部を改正する法律〔昭和48年法律第92号。以下「昭和48年改正法」という。〕附則22条。乙第7号証15ページ

：官報〔昭和48年法律第92号〕。以下、このような物価指数を基に年金額を改定することを「物価スライド」といい、このような仕組みを、「物価スライド制」という。）。

#### イ 賃金再評価の導入

厚生年金保険においては、昭和60年改正法による改正前の厚年法による基本年金額は、前記のとおり、定額部分と報酬比例部分から構成されていた。もっとも、そのうち報酬比例部分の額の計算については、昭和48年改正法により、過去の標準報酬をその後の賃金動向に合わせて再評価する仕組みが導入された（以下「賃金再評価」という。昭和48年改正法附則5条。乙第7号証13ページ）。これは、賃金水準の上昇傾向の状況下においては、古い加入期間を多く有する者にあっては、その時々の賃金水準に比して低額の年金額となってしまうことから、これを補正するものである。

#### ウ 昭和48年改正法以降の年金額の改定

以上の結果、昭和48年改正法施行以降、国年法等の年金額については、5年に一度の財政再計算の時に賃金再評価や政策改定が行われるとともに、財政再計算と次期財政再計算の間の年については物価スライドによる年金額の改定が実施されるようになった。

#### (3) 昭和60年改正法について

昭和60年改正法制定に当たり、前記第1の2(1)ア(ウ)(8, 9ページ)のとおり、老齢基礎年金導入時の額は、「基礎年金の基本的な考え方は、やはり老後の生活の基礎的部分を保障するものでなければならない、そういうものでありたいという考え方方に立っておりまして、具体的には現実の老齢者の方々の生活実態、生活費、そういうものを総合的に勘案をして、改革案で言う1人5万円という金額を考えた」（乙第1号証34ページ）と答弁していることからも明らかなどおり、高齢者の平均的な生活費のうち、その基礎的な支出を賄うものとして位置づけられ、その年金額（当時は年額60万

円。) が定められた (乙第 5 号証 7 ページ)。

また、昭和 60 年改正法により、昭和 48 年改正法の附則に規定されていた物価スライドの規定が、国年法等の本則に規定された (昭和 60 年改正法による改正後の国年法 16 条の 2 及び厚年法 34 条。乙第 5 号証 7, 15 ページ)。なお、上記改正に際し、それまでは年度平均の物価指数の変動の比率が基準とされていたが、年平均 (暦年) の物価指数の変動の比率が基準とされることとなった。

#### (4) 平成元年の法改正について

前記(2)ア (16, 17 ページ) のとおり、従来、物価スライドは、物価指数の変動が 5 % 以上である場合に年金額の改定を行うものとされていたが、平成元年の法改正により、この 5 % 枠が撤廃され、前年平均の物価指数が、前々年の物価指数と比較して上昇又は低下した場合、5 % に満たない変動であってもその変動の比率を基準に年金の額を改定することができる仕組みに改正された (国民年金法等の一部を改正する法律〔平成元年法律第 86 号〕による改正後の国年法 16 条の 2 及び厚年法 34 条。乙第 8 号証 14, 20 ページ : 官報 [平成元年法律第 86 号])。

#### (5) 平成 12 年の法改正について

平成 12 年には、将来の現役世代の負担を過重なものとしないことが必要との観点から、給付総額の伸びを抑制するために、それまで 7.5 / 1000 であった給付乗率を 5 % 引き下げ、7.125 / 1000 (ただし、標準報酬月額に賞与額を加えて平均標準報酬額を算定する総報酬制が導入される平成 15 年 4 月以降は、5.481 / 1000) とすることで、厚生年金の給付水準の適正化が図られた (以下「5 % 適正化」という。国民年金法等の一部を改正する法律〔平成 12 年法律第 18 号。以下「平成 12 年改正法」という。〕による改正後の厚年法 43 条。乙第 9 号証 15 ページ (平成 12 年 4 月 1 日施行 (施行期日は 40 ページの附則 1 条)), 31 ページ (平成 15 年 4 月 1 日施行 (施行期日は 40 ページの附則 1 条 4 号)) : 官報 [平

成12年改正法])。

もっとも、5%適正化の実施に当たっては、年金受給者の生活の急激な変化を防ぐため、①平成12年改正法による改正後の規定による年金額（厚年法43条又は平成12年改正法附則20条により計算）と、②平成12年改正法による改正前の再評価率、給付乗率により年金額を計算し、これに平成6年以降の物価変動を乗じた額（平成12年改正法附則21条により計算）とを比較して、いずれか高い額を給付する経過措置が設けられた（平成16年改正法による改正前の厚年法43条、平成12年改正法附則20条及び同法附則21条。乙第9号証39、40ページ）。

ただし、少なくとも次の財政再計算（平成16年）で賃金上昇が反映されるまでは、②の計算式が①を上回るため、実際には②の式で計算された年金額が支給されていた。

## 5 特例水準の発生及びその解消に向けた方策

### (1) 特例水準の発生

#### ア 平成12年度から平成14年度の年金額の改定について

平成12年度から平成14年度にかけて、それぞれ前々年と比較した前年の年平均の物価指數の変動の比率は、マイナス0.3%（平成10年平均と比較した平成11年平均の変動の比率）、マイナス0.7%（平成11年平均と比較した平成12年平均の変動の比率）及びマイナス0.7%（平成12年平均と比較した平成13年平均の変動の比率）であった。

そのため、本来、平成16年改正法による改正前の国年法16条の2及び平成16年改正法による改正前の厚年法34条によれば、上記比率を基準とする年金額の改定が行われるはずであった。ところが、当時の社会経済情勢に鑑み、その都度、平成12年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律（平成12年法律第34号。乙第10号証13、14ページ：官報〔平成12年法律第34号〕）、平成13年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律（平成13

年法律第13号。乙第11号証148, 149ページ：官報〔平成13年法律第13号〕）及び平成14年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律（平成14年法律第21号。乙第12号証128, 129ページ：官報〔平成14年法律第21号〕）（以下、これらの法律をまとめて「物価スライド特例法」という。）が制定され、上記各比率に応じた改定を行わぬものとされた。

その結果、平成14年度の時点で、国年法等が法律上予定していた額より1.7%高い水準の年金が支給されることとなった（以下、国年法等が法律上予定していた年金額の水準のことを「本来水準」といい、物価スライド特例法による年金額の水準のことを「特例水準」という。別紙「本来水準と特例水準の年金額改定の推移」参照）。

ただし、平成13年法律第13号及び平成14年法律第21号においては、それぞれ附則2条（以下、両者を併せて「物価スライド特例法附則2条」という。）において、各年度以降において初めて行われる財政再計算までの間に、上記のとおり物価スライドを行わなかつたことにより財政に与える影響を考慮して、年金額の見直しその他の措置及び当該規定（前記国年法16条の2及び前記厚年法34条）の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする旨規定しており、物価スライド特例法（ただし、平成13年度及び平成14年度分）の立法時においても、財政影響を考慮した所要の措置を講じることが予定されていた（乙第11号証149ページ、乙第12号証129ページ）。

#### イ 平成15年度及び平成16年度の特例法

平成15年度及び平成16年度の前々年と比較した前年の年平均の物価指数の変動比率は、それぞれマイナス0.9%（平成13年平均と比較した平成14年平均の変動の比率）、マイナス0.3%（平成14年平均と比較した平成15年平均の変動の比率）であった。

そのため、上記各年度の年金額については、それぞれ平成15年度にお

ける国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律（平成15年法律第19号）及び平成16年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律（平成16年法律第23号）により、当該年度の物価指数の変動の比率分のみ改定することとされた。

その結果、上記各年度においても、本来水準に比べて1.7%高い水準の年金が支給されることとなった（別紙「本来水準と特例水準の年金額改定の推移」参照）。

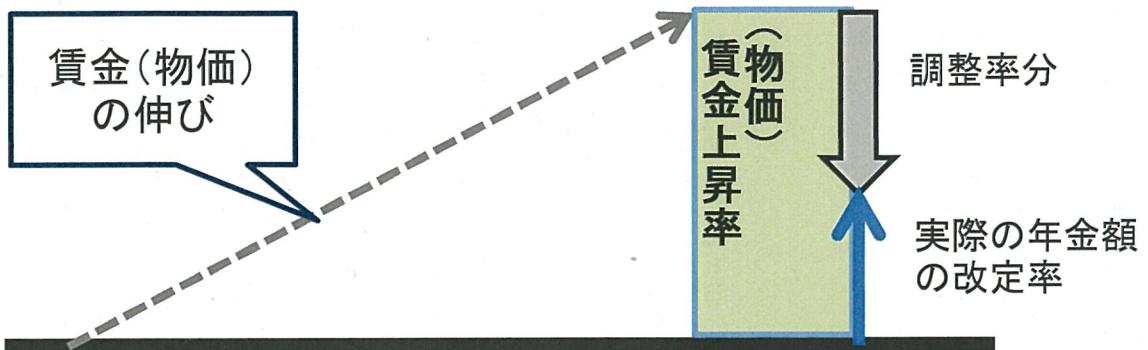
## （2）平成16年改正法によるマクロ経済スライドの導入

前記のとおり、平成16年改正法による改正前の年金制度においては、5年ごとに財政再計算が行われ、人口推計や将来の経済の見通し等の変化を踏まえて、給付内容や将来の保険料水準が見直されてきたが、その結果として、若い世代にとっては将来の年金水準も保険料水準も不透明なものとなり、年金制度に対する不安につながっているとの意見が強まることとなった。

そこで、平成16年改正法では、将来の現役世代の過重な負担を回避するという観点から、最終的な保険料水準を法律上固定し（国年法87条、厚年法81条）、基礎年金給付に要する費用に対する国庫負担の割合をそれまでの3分の1から2分の1に引き上げ（国年法85条）、積立金についても、おおむね100年間の財政均衡期間の終了時に給付費1年分程度を保有する状態となるよう、計画的に活用し、後世代の給付に充てることとされた（国年法4条の2、同法4条の3、同法16条の2、厚年法2条の3、同法2条の4、同法34条。乙第13号証10、15ページ：官報〔平成16年改正法〕）。そして、その上で、現役人口の減少（現役全体で見た保険料負担力の低下）と平均余命の伸び（受給者全体で見た給付費の増大）というマクロの指標に応じて、給付水準を自動的に調整する仕組み（以下、この仕組みを「マクロ経済スライド」という。）が導入された（国年法16条の2、同法27条の4、同法27条の5、厚年法34条、同法43条の4、同法43条の5。乙第13号証10ないし12、15ないし17ページ）。具体的には、平成1

7年度以降の年金額は、年金財政の均衡が図られるまでの間、物価・賃金の上昇を基準とした改定率から、公的年金制度の被保険者総数変動率と平均余命の伸び率とを勘案して決定された調整率を乗じて改定を行うこととされた（図1参照）。

（図1）



### （3）特例水準の解消に向けた方策

#### ア 平成16年改正法

前記のとおり、物価スライド特例法により年金額を据え置き、平成16年改正法においても、この特例水準については、同法により一度に特例水準を解消し、本来水準の年金額を支給することは、年金受給者への影響が大きいことから、平成17年度においても、本来水準に比べて1.7%高い水準の年金が経過措置として支給されていた。このような状況下では、マクロ経済スライドを適用すると、本来水準と特例水準の差を解消するためにより時間を要し、その結果、マクロ経済スライドの適用が長期化し、現在特例水準という、本来水準よりも高い年金給付のために必要な保険料を負担している現役世代が、将来年金給付を受け取る際、マクロ経済スライドによって所得代替率（平成16年改正法附則2条1項に規定する比率をいう。簡単にいって、現役世代の手取り収入額に対する65歳に達した時点で給付される年金額の割合のことをいう。）が低下した水準の年金給付しか受けられず、世代間の公平を欠くこととなりかねない。そのため、特例水準の解消は、世代間の公平を図り、もって、年金制度に対する国民

の信頼を獲得し、その持続可能性を確保するために欠かせないものであった。

他方で、特例水準を平成16年改正法の施行時に一度に引き下げて本来水準の年金額とすることとした場合、それにより、年金受給者の生活に大きな影響が及ぶことは否定できない。

そこで、平成16年改正法においては、本来水準と特例水準の額を比較して、特例水準が本来水準を上回る場合には、なお平成16年改正法による改正前の国年法27条及び平成16年改正法による改正前の平成12年改正法附則21条の各規定がそれぞれ効力を有するものとされ、上記各条項が次のとおり読み替えられ、特例水準の額が支給されることとされた(平成16年改正法附則7条、27条。乙第13号証65, 70, 71ページ)。

**【平成16年改正法附則7条2項による読み替え後の同法による改正前の国年法27条】**

(下線部分は平成16年改正法附則7条2項に基づく読み替え部分。)

老齢基礎年金の額は、80万4200円に0.988(総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数(以下「物価指数」という。)が平成15年(この条の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年)の物価指数を下回るに至った場合においては、その翌年の4月以降、0.988(この条の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率)にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。以下同じ。)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)とする。ただし、(以下略)

**【平成16年改正法附則27条2項による読み替え後の同法による改正前の平成12年改正法附則21条1項】**

(下線部分は平成16年改正法附則27条2項に基づく読み替え部分。)

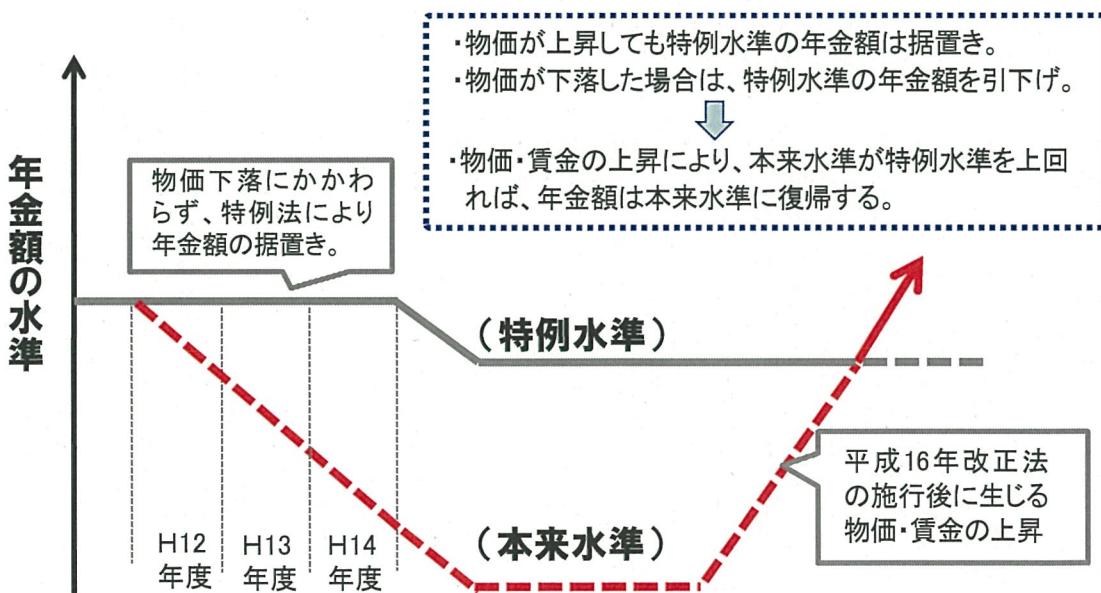
厚生年金保険法による年金たる保険給付の額については、前条の規定により計算した額が次の各号に掲げる額を合算して得た額に1.031を乗じて得た額に0.988(総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数(以下「物価指数」という。)が平成15年(この項の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年)の物価指数を下回るに至った場合においては、その翌年の4月以降、0.988(この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率)にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。)を乗じて得た額に満たないときは、同条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額を合算して得た額に1.031を

乗じて得た額に 0.988 (略) を乗じて得た額を、同条に定める額とする。

- 一 平成 15 年 4 月 1 日前の被保険者であった期間の平均標準報酬月額の千分の 7.5 に相当する額に当該被保険者期間の月数を乗じて得た額
- 二 平成 15 年 4 月 1 日以後の被保険者であった期間の平均標準報酬額の千分の 5.769 に相当する額に当該被保険者期間の月数を乗じて得た額

その上で、特例水準の年金額については、物価指数が上昇しても改定は行わず、物価指数の低下時にのみ年金額改定がされることとされ（平成 16 年改正法附則 7 条 2 項の表下欄等）、他方で、本来水準については、物価・賃金の変動に応じて年金額を改定する仕組みとすることにより、平成 16 年改正法の施行以後の物価・賃金の上昇によって、本来水準が特例水準を上回ることにより特例水準を解消することとされた（図 2 参照）。

(図 2)



そして、マクロ経済スライドは、特例水準の解消後に適用されることとされた（平成 16 年改正法附則 12 条。乙第 13 号証 67, 68 ページ）。

#### イ 平成 24 年改正法の制定

前記(2) (21, 22 ページ) のとおり、平成 16 年の法改正によって、将来の保険料水準を法律上固定したことと、将来年金給付に当てるができる財源が固定され、その上で、マクロ経済スライドにより給付水準を

調整することで、長期的な給付と負担の均衡を図ることとされた。

ところが、平成16年の法改正以降、平成20年までの物価上昇によつて、平成21年度には本来水準と特例水準との差は0.8%まで縮小したが、その後、物価上昇がなかったこと等により、この特例水準の解消の措置は十分に機能せず、平成23年度以降、両者の差は最大2.5%にまで拡大することとなつた（別紙「本来水準と特例水準の年金額改定の推移」参照）。

その結果、特例水準という本来水準より高い水準の年金が支給される状態が続くこととなつたが、これは前記の平成16年の法改正による制度枠組みの下では、本来、将来世代の年金給付に当てられるはずであった財源が、今の高齢世代の年金給付に当てられるという事態が続いていることを意味し、将来世代の年金給付水準の低下を招くこととなる。その上、特例水準が解消されないことで、年金制度の長期的な持続可能性を担保するために必要なマクロ経済スライドの調整も発動しないこととなる。

他方で、特例水準を一度に引き下げて本来水準の年金額とすることとした場合、それにより、年金受給者の生活に大きな影響が及ぶことは否定できない。

そこで、平成24年改正法の制定により、平成16年改正法が改正され、同法附則7条及び同法附則27条の各規定は、いずれも平成26年度までの各年度における国年法又は厚年法による年金たる給付についての規定とされ、新たに平成16年改正法附則7条の2及び同法附則27条の2がそれぞれ設けられ、平成25年度及び平成26年度については、同法附則7条及び同法附則27条の各規定の読み替えを行い、最終的に、同各規定により効力を有するものとされた同法による改正前の国年法等の規定を次のとおり読み替えるものとされた。

【上記読み替え後の平成16年改正法による改正前の国年法27条（以下「平成24年改正法による読み替え後の国年法27条」という。）】

(下線部分は平成16年改正法附則7条2項に基づく読み替え部分、網掛け部分は同法附則7条の2に基づく読み替え部分。)

老齢基礎年金の額は、80万4200円に0.978\*（当該年度の改定率（国民年金法等の一部を改正する法律（平成16年法律第104号）第1条の規定による改定後の第27条に規定する改定率をいう。）の改定の基準となる率に0.990\*\*を乗じて得た率として政令で定める率が1を下回る場合においては、当該年度の4月以降、0.978（この条の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）に当該政令で定める率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。以下同じ。）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。ただし、（以下略）

【前記読み替え後の平成16年改正法による改定前の平成12年改正法附則21条1項（以下「平成24年改正法による読み替え後の平成12年改正法附則21条1項」という。】

(下線部分は平成16年改正法附則27条2項に基づく読み替え部分、網掛け部分は同法附則27条の2に基づく読み替え部分。)

厚生年金保険法による年金たる保険給付の額については、前条の規定により計算した額が次の各号に掲げる額を合算して得た額に1.031を乗じて得た額に0.978（当該年度の改定率（国民年金法等の一部を改正する法律（平成16年法律第104号）第1条の規定による改定後の国民年金法第27条に規定する改定率をいう。）の改定の基準となる率に0.990を乗じて得た率として政令で定める率が1を下回る場合においては、当該年度の4月以降、0.978（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）に当該政令で定める率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする）を乗じて得た額に満たないときは、同条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額を合算して得た額に1.031を乗じて得た額に0.978（略）を乗じて得た額を、同条に定める額とする。

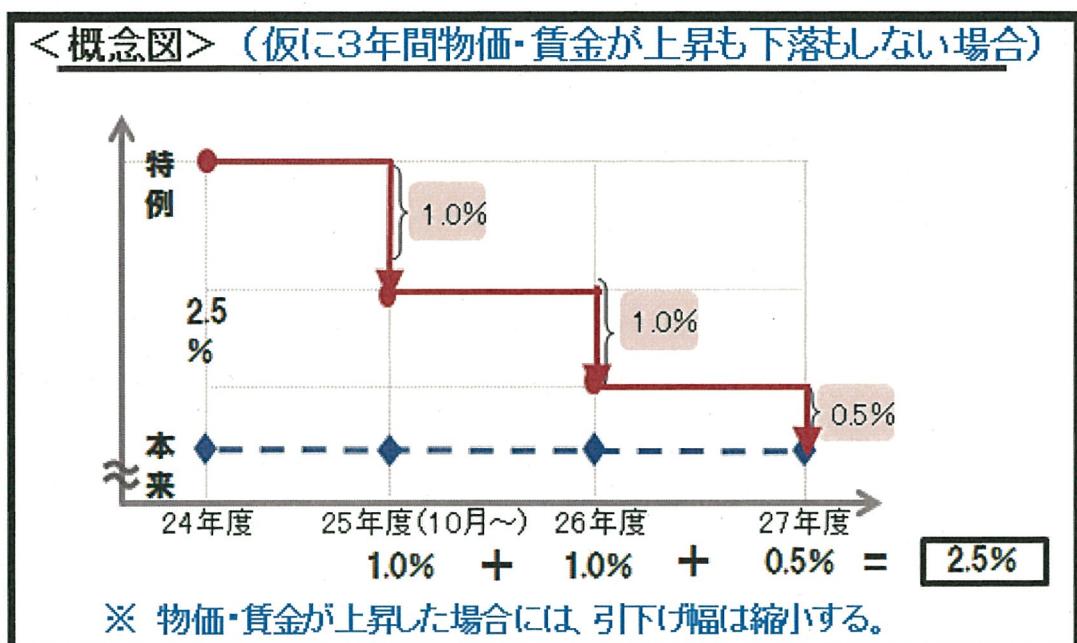
- 一 平成15年4月1日前の被保険者であった期間の平均標準報酬月額の千分の7.5に相当する額に当該被保険者期間の月数を乗じて得た額
- 二 平成15年4月1日以後の被保険者であった期間の平均標準報酬額の千分の5.769に相当する額に当該被保険者期間の月数を乗じて得た額

\*1 特例水準によっても、平成12年当時から平成24年当時まで物価マイナススライド分が、2.2%となっているため、平成12年当時の年金額に1から2.2%を控除した0.978を乗じることで、平成25年9月分までの特例水準の年金額を算出できる。

\*2 賃金変動率及び物価変動率に変動がなければ、上記特例水準の年金額を-1.0%し、特例水準を1.0%解消するためのもの。

これにより、平成25年度から平成27年度までの3年間で、特例水準を段階的に解消することとされた（平成24年改正法1条。なお、同条により、特例水準は、平成25年10月に1.0%，平成26年4月に1.0%，平成27年4月に0.5%解消することされた（図3参照）。乙第14号証48、49ページ：官報〔平成24年改正法〕。（なお、この間の賃金、物価の変動に伴う本来水準の変動により、実際の年金額の改定率は必ずしも特例水準の解消幅と一致するものではなく、具体的には、平成25年10月は1.0%の減額改定、平成26年4月は0.7%の減額改定となり、平成27年4月は減額改定は行われなかった。）

（図3）



#### ウ 平成25年政令の制定について

年金額の改定の基準となる率は、物価変動率等を考慮して決定されることとなるため、法律でその率そのものを定めることは困難である。

そこで、平成24年改正法では、前記の同法に基づく読み替え後の国年法等の各規定のとおり、年金額の改定の基準となる具体的な率については、政令で定めることとされている（同法1条。乙第14号証48、49ページ）。

そして、上記平成24年改正法の規定により読み替えられた国年法等の規定の委任を受けて、平成25年政令が制定され、同政令において、同法に基づく読み替え後の各規定に従い、平成25年度の年金額の計算過程において乗じる具体的な率が0.968が定められた（同政令1条。乙第15号証3、4ページ：官報〔平成25年政令〕）<sup>\*1</sup>。

## 6 本件処分の適法性

厚生労働大臣は、平成25年12月4日付で、平成24年改正法による読み替え後の国年法27条及び平成24年改正法による読み替え後の平成12年改正法附則21条1項並びに平成25年政令に基づく特例水準の1%の解消として、個々の年金受給権者の年金額を改定し（このうち、原告らに係る部分が本件処分となる。）、各年金受給権者（既に裁定された受給権者）に対し、改定された年金額を通知した。

本件処分は、これらの法令に基づき、これを個々の原告らについて適用してなされたものであって、もとより適法である。

## 第3 原告らの主張に対する反論

### 1 平成24年改正法及び平成25年政令並びに本件処分は憲法25条に反しないことについて

#### (1) 原告らの主張

\*1 なお、平成24年改正法による読み替え後の国年法27条及び平成24年改正法による読み替え後の平成12年改正附則21条1項では、政令で、①「当該年度の改定率（略）の改定の基準となる率に0.990を乗じて得た率として政令で定める率」及び②「0.978（略）に当該政令で定める率を乗じて得た率を基準として政令で定める率」の2つの率を定めるものとされている。そして、平成25年度においては、前年の物価変動率等から、当該年度の改定率の改定の基準となる率が1.000とされたため、平成25年政令では、①については0.990（1.000×0.990=0.990）と、②については0.968（0.978×0.990（①）=0.968）と、それぞれ定められたものである。

原告らは、国民年金法1条を引用して、「被告は、『最低保障年金制度』の確立など、老後において健康で文化的な人間らしい最低限度の生活を保障するための制度を確立する義務を負っているにもかかわらず、様々な口実をもうけてこれを怠ってきた。そのため、わが国の年金支給額は、憲法25条が定める『健康で文化的な最低限度の生活』を保障するにはほど遠い水準にある。」（訴状第3の2(1)ア〔6ページ〕）とした上で、「『特例水準の解消』を理由にして、さらに年金額を減額することは、『健康で文化的な最低限度の生活』以下の年金水準を一層低下させ、年金生活者の生活を破壊する」から、「平成24年改正法、平成25年政令およびそれらを前提とする厚生労働大臣による本件年金額改定（減額）決定は、憲法25条に違反する」（訴状第3の2(1)イ及びウ〔6、7ページ〕）旨主張する。

## (2) 原告らの主張に対する反論

ア 国民年金制度は、憲法25条の趣旨を実現するために設けられた社会保障上の制度であり、老齢基礎年金の額は国年法27条等の法律の規定により具体的に定められているところ、憲法25条の趣旨に応えて具体的にどのような立法措置を講じるかの選択決定は、立法府の広い裁量に委ねられており、それが著しく合理性を欠き明らかに裁量の逸脱、濫用とみざるを得ないような場合を除き、裁判所が審査判断するのに適しない事柄であるといわなければならない（最高裁昭和57年7月7日大法廷判決・民集36巻7号1235ページ、最高裁平成19年9月28日第二小法廷判決・民集61巻6号2345ページ、最高裁平成19年10月9日第三小法廷判決・集民226号1ページ等参照）。

そうであるところ、前記第2の4(3)（17、18ページ）記載のとおり、そもそも、老齢基礎年金は、稼得能力の低下等に伴う老後の生活を支えるものであるが、憲法25条の定める健康で文化的な最低限度の生活は、社会保険法、社会福祉法その他の社会法制度全体を通じて保障されるべきもので、国年法等のみで保障するというものではない。また、前記第2の

1 (12, 13ページ) 記載のとおり、国民年金は被保険者の拠出した保険料を基として年金給付を行う保険方式を制度の基本として創設されているのであって、年金額は、被保険者の保険料納付済期間等によっても異なるところである。さらに、その年金額は、国民の生活水準や財政状況等により改定されることが予定されており、実際にそのような改定が行われてきたのである。よって、原告らが主張するように、仮に、本件処分により、原告らが受給する年金額が、それのみで、健康で文化的な最低限度の生活を保障するに足りない額になったとしても、そのことから、直ちに、本件処分や、その根拠となった平成24年改正法及び平成25年政令が、著しく合理性を欠くということはできない。

イ また、この点をおくとしても、前記第2の5(3)(22ないし28ページ) 記載のとおり、平成24年改正法は、特例水準の解消を段階的に行うことで特例水準解消による現在の受給者の負担も考慮しつつ、特例水準による年金給付が長引き、将来世代の給付が今の受給世代に回ることで、将来世代の給付水準が低下することを回避し、世代間の公平を図り、もって、社会保障である国民年金制度の持続可能性を確保するため、特例水準の解消を図ったものであり、その立法目的には、合理性が認められるべきである。この点、社会保障・税一体改革大綱（平成24年2月17日閣議決定）においても、「今後は、給付面で、子ども・子育て支援などを中心に未来への投資という性格を強め、全世代対応型の制度としていくとともに、負担面で、年齢を問わず負担能力に応じた負担を求めていくなど制度を支える基盤を強化していくことが必要である。こうした取組を通じて、世代間・世代内での公平を実現し、今は主たる負担者であっても高齢になれば主たる受益者となっていく現役世代や、今後生まれてくる将来世代のために、国民の共有財産である社会保障制度をしっかりと維持し、引き継いでいかなければならぬ。今回の改革は、これらの状況変化を踏まえ、国民の自立を支え安心して生活ができる社会基盤を整備する、という社会

保障の原点に立ち返り、社会保障の機能強化を確実に実施するとともに社会保障全体の持続可能性の確保を図ることにより、全世代を通じた国民生活の安心を確保する「全世代対応型」社会保障制度の構築を目指すものである。」（乙第16号証3ページ：閣議決定）との問題意識が示されている。

ウ さらに、特例水準の解消自体、前記第2の5(1)ア(19, 20ページ)のとおり、特例水準が生じた後の早い段階から、物価スライド特例法附則2条を設け、財政に与える影響を考慮して、年金額の見直しその他の必要な措置を講じて解消することが予定されていたものである。この点は、前記第2の5(3)ア(22ないし24ページ)のとおり、一度は平成16年改正法によってその解決が企図されたわけであるが、同イのとおり、当時の経済情勢等の事情により、特例水準の解消に至らなかつた。そのため、前記第2の5(3)イ(24ないし27ページ)のとおり、将来世代の給付を今の受給世代に回していることとなる特例水準を解消することで、将来にわたって年金の給付水準を確保し、世代間の公平を図り、もって、年金制度の持続可能性を確保するという、特例水準の解消を必要とする趣旨に立ち返り、その実現を図る方策として、平成24年改正法が制定されるに至ったものである。実際にも、平成24年改正法の内容は、前記第2の5(3)(22ないし28ページ)のとおり、本来、平成16年改正法による改正前の国年法等に基づいて行われるはずであった物価スライドによる年金額の改定を実現するにとどまるし、物価スライド特例法の趣旨を没却するものでもない。また、特例水準の解消方法も、前記第2の5(3)イ(24ないし27ページ)のとおり、平成25年度から平成27年度までの3年間で段階的に解消することとされており、現在の年金受給者に対しても配慮した措置が採られている。よって、平成24年改正法の内容が、現在の年金受給者に著しく不合理な措置であるということもできない。

エ 以上のとおり、平成24年改正法は、その立法目的及び具体的な内容にお

いて、いずれも合理性を有するものであって、著しく合理性を欠くものであるとは到底いえない。その委任を受けて制定された平成25年政令についても、同様である。

そして、本件処分は、平成24年改正法に基づく読み替え後の国年法27条及び平成24年改正法に基づく読み替え後の平成12年改正法附則21条1項並びに平成25年政令に基づき行われたものであるから、合理性を有するものであって、著しく合理性を欠くものであるとは到底いえない。

したがって、原告らの前記主張は、理由がないというべきである。

## 2 平成24年改正法及び本件処分は憲法13条に違反しないこと

### (1) 原告らの主張

原告らは、「物価下落の局面で『特例水準』の解消を理由とする年金額が減額されることはないものと期待して、それぞれ老後の生活設計をしてきた。本件年金額改定（減額）決定によってそれを破壊することは、個人の尊厳と幸福追求権を定めた憲法13条に違反する」と主張する（訴状8ページ）。

### (2) 原告らの主張に対する反論

しかしながら、前記1（28ないし32ページ）のとおり、そもそも、平成16年改正法は、同法施行後、経済社会情勢や年金財政が変動した場合にまで、特例水準を解消することを目的とした年金額の減額を行わないことを定めたものではない。また、物価スライド特例法（ただし、平成13年度及び平成14年度分）においても、特例水準を解消するための措置を講ずること自体予定されていたのである。そうである以上、仮に、原告らにおいて、物価下落の局面で特例水準の解消を理由とする年金の減額がされないものと期待して、それぞれ老後の生活設計をしていたとしても、そのような期待感は、憲法13条で保護されるに値する個人の尊厳や幸福追求権に当たると解することはできない。

よって、原告らの前記主張は、理由がないというべきである。

## 3 平成24年改正法及び本件処分は憲法29条に反しないことについて

## (1) 原告らの主張

原告らは、「平成16年改正法は、『特例水準』の解消は物価上昇の状況下で解消すると定めているのであるから、物価下落の局面で『特例水準』の解消を理由として更なる年金額の減額を行わないというのが、法律で定められた原告らの年金受給権となっていた。この年金受給権を合理的な理由なく事後の法律で変更して年金額を減額することは憲法29条に違反する。」旨主張する（訴状8ページ）。

## (2) 原告らの主張に対する反論

ア 前記第1の1(2)イ（6, 7ページ）のとおり、平成16年改正法施行時においては、年金額を減額して特例水準を解消することは想定されていなかったものの、同法は、同法施行後、経済社会情勢や年金財政が変動した場合にまで、特例水準の解消を理由とした年金額の減額を一切行わない旨定めた規定ではない。むしろ、特例水準の解消自体は、前記1(2)ウ（31ページ）のとおり、特例水準が生じた後の早い段階から、財政に与える影響を考慮して必要な措置を講じることが予定されていたのであり、平成16年改正法もそのための措置である。そして、結果として、同法では特例水準が解消されなかつたことから、平成24年改正法が設けられたのであって、平成24年改正法の内容は、平成16年改正法の趣旨を没却するものではない。

よって、そもそも「『特例水準』の解消を理由として更なる年金額の減額を行わないというのが、法律で定められた原告らの年金受給権となっていた」との原告らの主張は、平成16年改正法を曲解するものといわざるを得ず、失当である。

イ この点をおくとしても、憲法29条は、1項において「財産権は、これを侵してはならない。」と規定しているが、その保障は、絶対無制約なものではなく、2項において「財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。」旨規定しているのであって、このことは、1

項の財産権の不可侵性に対して公共の福祉の要請による制約を許容したものにほかならない。したがって、法律で財産上の権利につき使用、収益、処分の方法に制約を加えることがあっても、それが公共の福祉に適合するものとして基礎づけられている限り、当然になし得るところである（最高裁昭和35年6月15日大法廷判決・民集14巻8号1376ページ参照）。そして、仮に、法律で一旦定められた財産権の内容を事後の法律で変更しても、それが公共の福祉に適合するようにされたものである限り、これをもって違憲の立法ということができないことは明らかであり、当該変更が公共の福祉に適合するようにされたものであるかどうかは、一旦定められた法律に基づく財産権の性質、その内容を変更する程度、及びこれを変更することによって保護される公益の性質などを総合的に勘案し、その変更が当該財産権に対する合理的な制約として容認されるべきものであるかどうかによって、判断すべきである（最高裁昭和53年7月12日大法廷判決・民集32巻5号946ページ参照）。

そうであるところ、原告らが主張する財産権の性質についてみても、原告らは、将来受給すべき年金額が本件処分によって減額したことをもって、財産権が侵害されたと主張するようであるが、具体的に受給し得る年金額は、その時点における法律の規定によって変わり得るのであって、将来受給すべき年金額が減額されないという期待感自体は、およそ憲法29条の定める財産権として保護されるべきものではない。すなわち、そもそも、年金制度が社会保障上の制度であって、具体的にどのような立法措置を講じるかの選択決定は、立法府の広い裁量に委ねられていることは前記1(28ないし32ページ)のとおりであるところ、国年法等の法律上も、年金の額は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に応ずるため、速やかに改定の措置が講ぜられなければならない旨規定されており、経済社会情勢等の変動により年金額が改定されることが予定されているものである（前記第2の5(1)ア〔19, 20ペ

ージ] のとおり、物価スライド特例法においても、特例水準を解消するための措置を講ずること自体は予定されていたところである。)。その点はおくとしても、仮に、原告らの主張する権利が、何らかの財産権を構成するとしても、上記のような年金制度の仕組みに照らせば、その権利の性質は、抽象的、不確定的なものであって、要保護性の乏しいものであるといわざるを得ない。

また、前記1(2)ウ(31ページ)のとおり、平成24年改正法は、本来、平成16年改正法による改正前の国年法等によって行われるはずであった物価スライドによる年金額の改定を実現するにとどまるものである上、特例水準の解消方法も、3年間で段階的に解消することとされているのであって、現在の年金受給者に著しく不利益を及ぼすものでもない。

さらに、平成24年改正法は、前記1(2)イ(30, 31ページ)のとおり、将来世代の年金水準を確保し、かつ、社会保障である国民年金制度及び厚生年金保険制度の持続可能性を確保するため、特例水準を解消することを目的とするものであり、このような公益目的が重要性を有するものであることは明らかである。

そうすると、仮に、平成24年改正法及びこれに基づく厚生労働大臣による本件処分が、原告らの何らかの財産権を制約するものであったとしても、合理的な制約といえるのであって、憲法29条に違反するものではないというべきである。

よって、原告らの前記主張は、理由がないというべきである。

#### 4 平成25年政令の制定及び本件処分には裁量権の逸脱がないこと

原告らは、「内閣と厚生労働大臣には、改正法の実施の判断にあたって、原告ら年金受給者の生活が破綻しないよう配慮すべき義務があったというべきである。そして、…減額を強行すれば、年金受給者の生活が窮地に陥ることは容易に予見できたのだから、内閣と厚生労働大臣は、少なくともこの時期に『特例水準の解消』を理由とする年金額の減額を回避する措置をとるべきであった。

少なくとも特例法のときと同じように減額を先延ばしするか、あるいは中止すべきであった。ところが、内閣の平成25年政令と厚生労働大臣がした本件年金額改定（減額）決定は、このような配慮を一切することなくされたものであり、裁量権を逸脱する違法なものであることは明らかである。」と主張する（訴状11ページ）。

しかしながら、前記1（28ないし32ページ）のとおり、平成24年改正法は、その立法目的及び具体的な内容において、合理性を有するといえるから、平成24年改正法に基づく読み替え後の国年法27条及び平成24年改正法に基づく読み替え後の平成12年改正法附則21条1項並びに平成25年政令に基づいて行われた厚生労働大臣による本件処分には、何ら裁量権の逸脱は認められない。

また、前記第2の5(3)ウ（27, 28ページ）のとおり、平成25年政令は、上記平成24年改正法による読み替え後の国年法等の規定の委任を受けて、委任の範囲内で特例水準を解消するために年金額の計算過程において乗じる具体的な率などを定めたものであって、適法である。

よって、原告らの前記主張は失当であるといわざるを得ない。

#### 第4 結語

以上のとおり、原告らの主張はいずれも認められないから、本件請求は速やかに棄却されるべきである。

以上

(別紙) 【本来水準と特例水準の年金額改定の推移】

